

平成 29 年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業

## 公募要領（一般提案事業公募）

応募締切：平成 29 年 4 月 24 日（月） 正午必着

1. 事業の概要	…P. 1
(1) 事業の目的	…P. 1
(2) 補助金交付の対象となる事業期間	…P. 1
(3) 補助対象となる事業	…P. 1
(4) 補助の対象となる者	…P. 3
(5) 補助率、補助金額	…P. 3
(6) 補助対象経費	…P. 4
2. 応募手続き等の概要	…P. 5
(1) 応募から補助金交付までの流れ	…P. 5
(2) 応募の要件	…P. 7
(3) 応募書類	…P. 7
(4) 応募期間・応募締切・応募書類等の提出方法	…P. 8
3. その他の留意事項	…P. 8
4. 審査及び採択について	…P. 9
(1) 審査方法	…P. 9
(2) 評価項目	…P. 9

本公募要領についてのお問い合わせ先

公益財団法人沖縄県文化振興会

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター6階 605号室

電話 098(987)0926 / E-mail [pdpo@okicul-pr.jp](mailto:pdpo@okicul-pr.jp)

# 平成 29 年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業 公募要領（一般提案事業公募）

公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「文化振興会」という。）では、沖縄県からの委託事業として、平成29年度「沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業」の公募を実施いたします。当事業に係る応募を以下の要領で広く公募します。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

県内文化関係団体が行う、文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組み、文化芸術の普及及び魅力発信の取り組み、文化資源を活用した地域活力創出の取り組みに対して支援することにより、本県の多様で豊かな文化資源を活用した文化芸術活動の持続的発展に資する環境の形成を推進することを目的とします。

### (2) 補助金交付の対象となる事業期間

- 交付決定日から翌年 2 月末（平成29年度は平成30年 2 月末まで）です。
- 補助事業は、審査委員会による毎年度の審査・採択を受けることで、最長 3 年間継続することができます。本年度採択が来年度以降の採択を確約するものではありません。

### (3) 補助対象となる事業

本事業では、次の 3 つの種類の取り組みであって、「4. 審査及び採択について」に基づき採択された取り組みを補助対象とします。

#### ① 文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組み

文化芸術活動を継続する上での課題解決を図る取り組みであって、文化芸術を創造・発信する基盤の安定化に資する取り組みを支援します。

(対象となる取り組み例)

- 新たなファンレイジングモデルの構築につながる、試行的な取り組み（新規の観客や協賛団体等の獲得に向けたプロモーション等）を含む調査研究事業
- 組織基盤の強化に向けた取組を企画し実施する人材の育成事業
- 専門的人材（制作者、技術者、実演家その他専門的な能力を有する者）の育成事業

#### ② 文化芸術の普及及び魅力発信の取り組み

文化芸術の普及及び魅力発信の取り組みであって、県内文化芸術の享受者の創出拡大に資する取り組みを支援します。

(対象となる取り組み例)

- 集客性の高いイベントと連携したアウトリーチプログラムなど、より多くの県民等に文化芸術の魅力を発信することのできる取り組み。
- 新たな表現活動を含むなど意欲的な文化芸術イベントであって、県民等に文化芸術の魅力を発信できる取り組み。
- 県内文化芸術の魅力の理解促進や普及に向けた情報発信を行う取り組み

### ③ **文化芸術を活用した地域活力創出の取り組み**

文化芸術を活用し、地域の諸課題の解決を図る取り組みであって、文化芸術の社会的役割の創出拡大に資する取り組みを支援します。

(対象となる取り組み例)

- 文化関係団体と民間企業等が連携して行う、地域への誘客や地域の活性化につながる文化イベント等の開催
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者、青少年等に係る地域の諸課題の対策として、文化関係団体と特定非営利活動法人等が連携して行う協働事業等の取り組み

上記に示した(対象となる取り組み例)は、あくまでも例示です。上記①から③の類型の選択にあたっては、応募する事業の目的、実施方法等に基づいて判断してください。

また、以下の事業については補助対象となりません。

(補助対象とならない取り組み)

- ・一過性のイベント事業である等、支援終了後も継続して取り組まれる見込みがないもの
- ・既存の自社事業の延長であり、新規性がみられないもの
- ・補助対象となる取り組みについて、県、国、市町村、その他公的団体から補助金、助成金等の交付を受けているもの
- ・宗教的又は政治的な意図を有するもの
- ・その他本補助金の趣旨に沿わない取り組み(公的な資金の使途として社会通念上、不適切なもの、他の県事業にて実施すべき内容のものなど)

#### (4) 補助の対象となる者

補助金の交付を受けることのできる団体は、県内に主たる事業所を有し、かつ、文化芸術に関する事業を行う団体であって、以下に掲げる団体とします。

- ① 一般社団法人及び一般財団法人
- ② 公益社団法人及び公益財団法人
- ③ 特例民法法人
- ④ 特定非営利活動法人
- ⑤ 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社
- ⑥ 法人格を有していないが、以下の要件をすべて満たす団体
  - ア 定款に類する規約を有し、次のイ及びウについて明記されていること
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
  - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること
- ⑦ 上記①から⑥の団体の中核とした任意団体（実行委員会等）であって、当該団体としても⑥アからウの条件を満たしている者
- ⑧ その他知事が適当と認める団体

また、次の掲げる事項のいずれかに該当する者は「補助金の交付を受ける者として不適當な者」として、補助対象事業者となりません。

- 事業関係者に暴力団関係者を有する者
- 国税、県税、市町村税等を滞納している者

#### (5) 補助率、補助金額

○補助率：1年目9/10、2年目8/10、3年目7/10

##### ○補助金額

補助対象経費に補助率を乗じた額で、それぞれ次の額を上限とします。

- ①文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組み  
補助金額：500万円以内
- ②文化芸術の普及及び魅力発信の取り組み  
補助金額：500万円以内
- ③文化芸術を活用した地域活力創出の取り組み  
補助金額：1,000万円以内

※補助事業の実施に伴う収入（入場料、受講料、協賛金等）があった場合は、補助対象経費から収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金額とします。

## (6) 補助対象経費

補助金の名称	補助対象経費	内 容
沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業補助金	1. 人件費	補助事業に従事した従業員（パート、アルバイトを含む）に対する給料、通勤手当、補助事業者負担分の法定福利費。 ※時間外手当、役員報酬（代表者の人件費）は補助対象外です。
	2. 事業費	
	① 賃金	イベント開催等のために必要な一時的なアルバイト等に支払う賃金。
	② 報償費	セミナー、シンポジウム等の講師謝金、必要な知識、情報を得るために開く有識者委員会への謝金等。
	③ 旅費	事業の実施に直接必要な航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊費等
	④ 需用費	事業の実施に直接必要な消耗品費等
	⑤ 役務費	事業の実施に直接必要な広告宣伝費、翻訳料、原稿料、著作権使用料、イベント保険料、翻訳料、原稿料、デザイン料、出演料、演出料、作・編曲料、舞台監督料、運搬料等に要する経費
	⑥ 委託料	事業の実施に直接必要な業務のうち、プロモーション費、調査研究費、舞台設営費等の補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の業者に行わせるために必要な経費。 ※委託料は補助対象経費総額の3割を上限として計上してください。
⑦ 使用料及び賃借料	事業実施に直接必要な会場使用料、駐車場使用料、機械設備等の使用料、有料道路通行料、車両リース、衣装レンタル、楽器レンタル等に要する経費	

### (補助対象とならない経費)

- ・ 代表者にかかる人件費（報酬等を含む）
- ・ 手数料（振込手数料及び代引手数料等）
- ・ 消費税及び地方消費税の公租公課（収入印紙）等
- ・ 補助事業者の通常の事業活動の維持経費（家賃、光熱水費、電話代等）
- ・ 他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・ 補助事業の趣旨や目的に沿わない経費、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

など

補助対象経費積算の考え方など、その他の詳細については、沖縄県文化振興会ウェブサイト (<http://www.okicul-pr.jp/>) の『沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業補助金の手引き—平成29年度版—』を参照してください。

## 2. 応募手続き等の概要

### (1) 応募から補助金交付までの流れ

応募から補助金交付に至るまでの流れは、以下のとおりです。

#### ① 公募

文化振興会は、補助対象事業を公募します。

#### ② 応募

補助を希望する事業者は、文化振興会に補助金に係る事業計画及び添付書類を提出します。

#### ③ 審査・採択

文化振興会は、要件審査（応募の要件については後述）、CPO（チーフプログラムオフィサー）及びPO（プログラムオフィサー）による書類審査及びアドバイザーボード（沖縄文化及び芸術文化、アートマネジメントにかかる有識者等で構成）による審査会を経て、採択、又は不採択を決定し、その結果を通知します。

※書類審査に先だってCPOあるいはPOによるヒアリングを実施する場合があります。

※採択は、交付決定（経費支出の認定）ではありませんので、ご注意ください。

#### ④ 交付申請

採択された事業者は、県へ補助金交付申請書を提出します。対象経費ごとの見積書等の積算根拠資料の提出が必要です。

#### ⑤ 交付決定

県より通知。県からの交付決定後（交付決定日含む）、補助事業者の経費支出が認められます。

#### ⑥ 事業の実施

補助事業者は、採択内容の趣旨を踏まえて補助事業を実施します。補助事業の実施期間中は、CPO 及び PO をはじめとする文化振興会が、随時ハンズオン支援を行います。補助事業者は、補助事業の進捗状況等について、月 1 回程度文化振興会へ報告を行うものとします。

また、文化振興会は PDCA サイクルに基づく助言指導として、事業実施後における補助事業の目標達成状況や取組結果を評価・検証し、今後の事業の持続的発展に向けたマネジメントに関する提言を行います。

※ 「ハンズオン支援」とは、組織運営や普及啓発等を含む沖縄県内の芸術文化関連事業者のスキルアップやノウハウの蓄積を目的とした支援のことであり、本事業においては、CPO 及び PO が随時採択事業者に対して行っていきます。

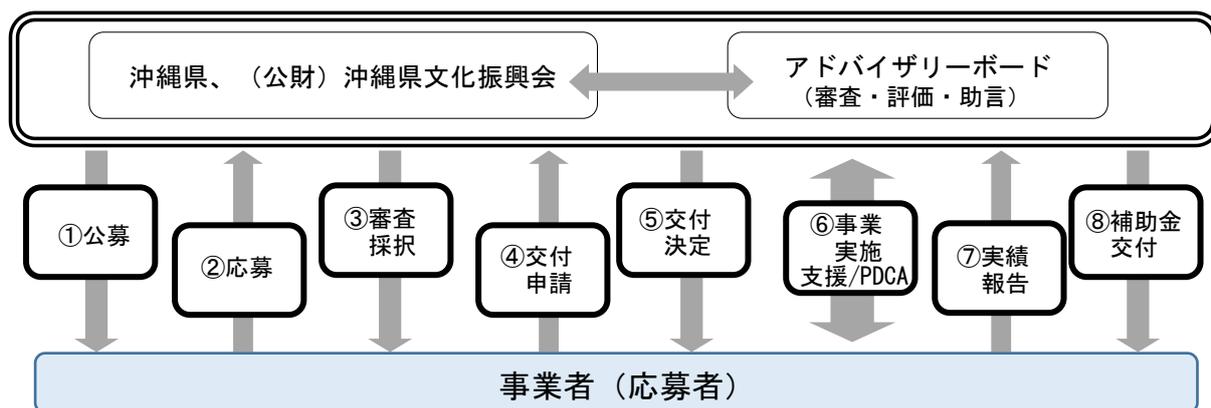
### ⑦ 実績報告

事業終了後、14日以内に補助事業者は県に事業の実績報告を行います。  
但し、平成30年2月28日(水)まで事業を実施した場合は平成30年3月7日(水)までに文化振興会へ提出するものとします。

### ⑧ 補助金交付

実績報告及び事業経費の確定検査後、県へ精算払請求書を提出し、同請求書により補助金を交付します。

また、概算払いを認める場合もありますので、事前にご相談ください。



## (2)応募の要件

応募者は次の各号いずれにも該当する者としてします。

- ① 「1. (4) 補助の対象となる者」の条件を満たしていること。
- ② 事業経費の適正な執行や補助事業の期間中における補助金相当額の資金調達について、十分な管理体制と事務処理能力を有していること。
- ③ 補助事業の実施にあたっては、文化振興会のCPO及びPOと連携する体制を整備していること。
- ④ 補助事業の進捗状況や毎月の成果を報告できること。
- ⑤ 本事業の成果報告会等にて、事業成果を公表できること。

## (3)応募書類

以下の応募書類、添付書類を提出して頂きます（手書きは不可）。

### **【応募書類】**

1. 事業企画応募書
2. ① 平成29年度事業計画書（別紙1-1）  
② 平成29年度の取り組みスケジュール（別紙1-2）  
③ 人員体制（事務局体制）（別紙1-3）
3. 応募者の概要（別紙2）
4. ①事業収支予算書（別紙3-1）  
②経費明細表及び収入内訳（別紙3-2）
5. 誓約書（別添）
6. 納税証明書（国税（その3の3）、県税、市町村税）

### **【添付書類】**

7. 応募者の決算書  
※ 応募者の貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の写し各1部。（いずれも、直近1期分）。
8. 応募者の事業概要が確認できるパンフレット若しくは定款、規約等の写し  
※ 各1部。

#### (4)応募期間・応募締め切・応募書類等の提出方法

##### ① 応募期間

平成29年4月10日（月）～平成29年4月24日（月）

受付時間 9：00～17：00（土日祝祭日を除く）

##### ② 応募締め切り

**平成29年4月24日（月）正午 必着**

※締め切り後の提出は一切認めません。

##### ③ 提出方法

応募書類は、下記あてに直接持参又は郵送等にて提出してください。直接持参する場合は、必ず事前に連絡、調整の上、持参してください。なお、郵送等の場合は、封筒に「沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業 事業計画書在中」と朱書きで記入し、配達証明ができる方法により送付してください。

##### 提出先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605号室

公益財団法人 沖縄県文化振興会 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業担当

e-mail pdpo@okicul-pr.jp

電話 098-987-0926

### 3. その他の留意事項

- (1) 採択された事業者が、同一の事業内容で県、国、市町村、その他の公的団体から補助（委託を含む）を受けている場合、採択の決定が取り消されることがあります。
- (2) 採択された場合は、採択事業者の団体名、事業の内容などを一般（新聞、ウェブサイト等）に公表することがあります。
- (3) 事業実施による効果や成果を定量的・定性的に把握するため、事業終了後、事業実施報告書等を提出していただきます。当該報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。  
なお、事業実施報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、採択を取り消すことがあります。
- (4) 採択された事業者には、沖縄県が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。その際には、採択となった事業の成果をとりまとめた映像・写真や広報用資料等の提出をお願いします。これら映像等については、本事業の成果報告会のほか、沖縄県のウェブサイトや広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

## 4. 審査及び採択について

### (1)審査方法

審査は、文化振興会及び文化振興会が設置するアドバイザーボード（外部有識者等で構成）により行います。応募書類の書面審査及び応募者プレゼン（必要に応じて実施）について合議審査を行います。

審査結果を踏まえ、文化振興会が補助対象事業となる事業を採択します。

### (2)評価項目

共通評価項目のほか、補助対象となる事業の類型別に評価項目を設定し、総合的な審査を行います。

#### ●共通評価項目

評価項目	評価事項
事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助事業を十分に遂行できる見込みがあるか（実施体制、過去の実績等）。</li><li>・ 財務状況等は、適切な補助事業遂行にあたって問題ないか。</li></ul>
事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本年度に達成すべき目標が明確に示されているか。</li><li>・ 事業終了時に目標の達成度を検証する方法が示されているか。</li><li>・ 補助事業の内容及び遂行方法は、目標に照らして十分現実的かつ具体的であるか。</li><li>・ 補助事業内容に見合った事業費積算となっているか。（著しく高額となっていないか。）</li><li>・ 過去に本補助金を受給している場合、過去の取組の成果を踏まえているか。</li></ul>
事業の持続的発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 補助事業期間終了後においても事業を継続し、発展させていく見込みがあるか（実施計画及び体制等）</li></ul>
事業の新規性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規性のある取り組みであり、新事業の創出や既存事業の新たな展開につながる見込みがあるか。</li></ul>

### ①文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決の取り組み

評価項目	評価事項
文化芸術活動の自立・持続化に向けた運営上の課題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動の自立・持続化に向けた団体又は業界の抱える課題として、的確な現状分析を踏まえた適切な課題設定となっているか。</li> <li>・課題解決の手法は十分有効かつ効率的であり、妥当なものか。</li> </ul>
自立・持続化に向けたモデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動又は文化関係団体の自立・持続化に向けた取組事例として、他の者への影響・参考になりうるか。</li> </ul>

### ②文化芸術の普及及び魅力発信の取り組み

評価項目	評価事項
文化芸術の普及及び魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの県民等に、文化芸術に触れる機会を提供することが期待できるものであるか。</li> <li>・文化芸術になじみのない者でも親しむことのできる工夫がなされているか。</li> <li>・文化芸術の魅力の理解促進に資する取り組みがなされているか</li> <li>・新たな表現活動を含むなど意欲的な取り組みであり、一定の規模を有するなど、県民等に文化芸術の魅力を発信することが期待できるものであるか。（公演・展示事業等の取り組みを含む場合）</li> </ul>
文化芸術の普及及び魅力発信のモデル性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術の普及及び魅力発信を図る取組事例として、他の者への影響・参考になりうるか。</li> </ul>

### ③文化芸術を活用した地域活力創出の取り組み

評価項目	評価事項
文化芸術を活用した地域活力創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の諸課題の現状やニーズを踏まえた取り組みとなっているか。</li> <li>・文化芸術を活用することで新たな価値（経済的価値や社会的価値等）を創出する取り組みとなっているか。</li> </ul>
異分野の団体との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術に関する事業を行うことを主たる目的としない異分野の団体との効果的な連携体制が構築できているか。</li> </ul>

文化芸術を活用した 地域活力創出の取 組みのモデル性	・文化芸術を活用して地域の諸課題の解決を図る取組事例として、他の者への影響・参考になりうるか。
----------------------------------	---